

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(註)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

(注) 広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の
早期提出を求めるコメント

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の閣議決定が遅れていることは、誠に残念でなりません。

政府・与党は、マニフェストに「国の出先機関の原則廃止」を掲げられ、一昨年12月には「アクション・プラン」を閣議決定し、その実現に向けて全力で取り組んでこられました。

このため、昨年来、政府とともに真摯に議論して参りましたが、本年6月8日に開催された「第9回『アクション・プラン』推進委員会」において提示された案で、法案とりまとめは概ね終了しているものと考えます。

関西広域連合としては、政府が新たなスケジュールを早急に提示のうえ、延長後の国会においてこの法律案の提出を行うことを強く求めます。関係各位におかれては、地域住民にとって実りある改革となるよう、ご理解とご支援をお願いします。

平成24年6月21日

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田 由紀子

国出先機関の事務等の移譲に係る 近畿市長会及び近畿町村会への説明会の実施について（案）

➤ 目 的

国出先機関の原則廃止は、閣議決定を経た政府の方針として、これまで取組が推進されており、現在政府において、必要な法案を今国会に提出するための手続きが大詰めを迎えているところ。

しかしながら、市町村において国出先機関の廃止・丸ごと移管に対し「拙速に進めることなく、市町村の意見を反映させながら進めるべき」、「災害時の対応に不安がある」などの声が上がっていることから、法案が閣議決定された段階で、改めて近畿市長会・町村会に対して情報提供及び意見交換の場を設け、国出先機関の廃止・丸ごと移管の円滑な推進を図る。

なお、各府県においては、本説明会の実施に先立ち、各府県内市町村に対して事務方等を対象に実務的な説明会を実施するなど、法案等に係る情報共有を図る。

- 【参考】これまでの関西広域連合国出先機関の移管に係る市町村への対応等
- ・平成 24 年 2 月 7 日 関西広域連合の考え方と支援要請の書簡の提出
 - ・平成 24 年 3 月 20 日 近畿市長会及び近畿町村会への説明会の実施
 - ・その他、随時各都道府県等において説明会等を実施

➤ 対象者

近畿市長会及び町村会の役員等

➤ 時 期

関連法案の閣議決定後速やかに実施

➤ テーマ

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する特例法案及び閣議決定について

等

※ 法案において、広域連合が「事務等移譲計画」等を作成するにあたり、あらかじめ関係市町村の意見を聴取する旨が規定されており、具体的な仕組みとして「移譲事務等の処理に関し広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場」の設置が検討されているところ

➤ 説明者

井戸連合長、嘉田国出先機関対策委員長 等